道路占用工事標準条件書

1　総括的条件

・　ふじみ野市道路占用関係例規に従うこと。
・　工事の着手前に、沿道住民に工事の内容及び工期等を十分に周知すること及び必要な場合は、説明会を開催すること。
・　工事現場が他の工事現場と隣接する場合は、相互に協調し現場管理にあたること。
・　工事にあたっては、ふじみ野市長から指示を受けた後、着手５日前までに着手届を提出してから施工し、完了したときは道路復旧工事完了届検査願を市長に提出し、検査を受けること。
・　工事現場には常時、現場責任者を配置して施工業者の監督に当たらせるとともに、道路通行者及び付近住民の当該工事に関する苦情の対応に当たらせること。
・　材料、掘削土、残土等の運搬により道路を損傷した場合は、申請者の負担において直ちに補修すること。舗装路面を運搬土により汚損した場合は清掃すること。
・　本工事に起因して、既設工作物に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合は、道路管理者に報告するとともに道路占用者の責任において解決すること。
・　本工事に起因する付帯工事についても、道路占用者は監督をするとともに、第三者と紛争が生じた場合は、その処置に当たること。
・　仮復旧期間中は表示板を設置すること。また、工事箇所を常に巡回し、路面の沈下、他の舗装部の浮上り、亀裂の発生、排水不良その他不良箇所が生じたときは、市長の指示を受けて、速やかに補修すること。
・　復旧工事は原則として即日に行い、道路を一般の交通に開放すること。
・　本復旧にかかる影響の範囲の決定は、市（道路管理者）との立ち会いにより決定すること。
・　舗装道路の本復旧は、市長の指示する組成に従い占用者が施工すること。なお、本復旧が指示する組成と異なるとき又は工事完了後不等沈下が生じたとき等占用者の責任で道路の構造に欠陥を招来させた場合は、速やかに原状に復旧すること。
・　占用期間中は占用物件の管理を適切に行い、道路の構造及び交通に支障を与えることのないようにすること。
・　道路の管理上又は道路に関する工事のため占用物件等の除却、移転又は改築の命令を受けた場合は占用者の負担で義務を履行すること。
・　占用期間の満了又は占用の廃止をするときは、市長に届出するとともに、速やかに占用物を撤去すること。
・　付近住民の出入り及び駐車場の出入りに支障とならないよう施工するとともに、関係住民等に周知すること。

2　技術的条件

・　掘削に際しては、他の路床部又は構造物に支障を及ばさないように留意すること。
・　舗装部の掘削は、コンクリート・カッターで丁寧に切り取って、他の舗装部の浮上り、亀裂等の生じないように注意すること。
・　道路の横断工事は出来るかぎり推進工法とし、周囲に空隙の生じないよう施工すること。
・　さく進穴を掘削する際は、周囲に矢板を打ち込み土砂の崩壊防止の処置を施すこと。
・　一日工程の掘削は、当日中に埋め戻し確実につき固めること。
・　道路の復旧は、ふじみ野市長の指示により確実に行うこと。
・　埋設物件の保安上及び防護上必要な事項を明示したシートを敷設するものとする。付帯工事についても同様とする。
・　路床の材料は砂又は良質土を使用し、底部からの埋め戻しの仕上がり厚は、一層ごとに２０cm以下とする。なお、各層の締固めは、ランマー等で十分に行うこと（締固め一層ごとの作業写真を添付する）。
・　路盤の使用材料は、下層路盤にあっては切込砕石、上層路盤にあっては粒調砕石を使用すること。振動ローラーで締固めする場合、下層路盤の埋め戻しの仕上がり厚は、一層ごとに１０cm以下、上層路盤は１０cm以下とすること。ランマーで締固めする場合、一層の仕上がり厚は１０cm以下とすること（締固め一層ごとの作業写真を添付する）。
・　舗装の使用材料は、加熱アスファルト混合物とし、混合物の敷きならしの温度は１２０度を下回ってはならないものとする（合材の種類毎に温度管理写真を添付すること）。なお、プライムコートまたはタックコートを施工した下層表面の欠損は、舗設前に修復すること。
・　本復旧竣工検査後２年間は申請者の瑕疵担保期間とする。ただし、明らかに占用物件が起因とした道路の破損の場合は、この保証期間の限りでない。
・　道路掘削工事で発生する廃材については、法律で定められた適正な処理を行うこと。なお、舗装切断時に発生する濁水も同様の処理を行うこと。

3　交通対策に関する条件

・　工事は、交通量のもっとも少ない時間帯に行うこと。
・　道路を横断して掘削する場合は、片側づつ行い、一車線は確保するよう努めること。
・　工事用材料及び機械、器具等は常に整理し、交通の妨げにならないように注意し、工事の進捗に応じて逐次路外に搬出すること。
・　工事施工にあたって設ける保安距離は、交通などに危険を生じさせない必要最小範囲とすること。
・　工事現場には、ふじみ野市長から指示を受けた所定の道路標識その他工事表示施設を完備すること。
・　工事により路面標示が消滅した場合において、仮復旧においては交通安全上必要なとき路面標示を復旧するものとし、本復旧においては速やかに原状に復旧すること。
・　工事により視覚障がい者誘導用ブロックの機能を阻害するおそれがある場合、視覚障がい者用ブロックの移設その他の措置をすること。

道路（歩道）復旧表

【本復旧】

(cm)

道路種別		アスコン 密粒度 (13)-50	アスコン 粗粒度 (20)-75	アスコン 細粒度 (13)-50	粒調砕石 30～0	切込砕石 40～0
№1(L)		5	－	－	20	20
№2(A)		5	－	－	25	30
№3(B)		5	7	－	30	30
№4		特殊組成（道路課に問い合わせのこと）				
歩道	通常部	－	－	3	－	10
	乗入部	5	－	－	20	20
砂利		－	－	－	20	－

影響幅

アスコン
粒調砕石
切込砕石
砂または良質土

歩道種別	インターロッキング	クッション砂 ※1 モルタル空練	コンクリート σ28=18N	切込砕石 40～0
通常歩道部	現状復旧	3	－	10
歩道巻き込み部	現状復旧	3 ※1	20	20
歩道乗り入れ部	8	3 ※1	20	20

インターロッキング
クッション砂
コンクリート
切込砕石
砂または良質土

※地下埋設物があるため、正規の路盤厚が取れない場合は、道路課と協議すること。
※インターロッキング等については、場所により材質、色、厚さ等が異なるので、現況と同等品を使用すること。

【仮復旧】

(cm)

道路種別		合材	粒調砕石 30～0	切込砕石 40～0
№1(L)		3	22	20
№2(A)		3	27	30
№3(B)		3	39	30
№4		道路課に問い合わせのこと		
歩道	通常部	3	－	10
	乗入部	3	22	20

合材
粒調砕石
切込砕石
砂または良質土

※道路の仮復旧は、許可書の復旧指示どおりとする。現況が指示と違う場合、指示どおり復旧すること。

歩道種別	合材	クッション砂	コンクリート σ28=160	切込砕石 40～0
通常歩道部	3	現況合わせ	－	10
歩道巻き込み部	3	現況合わせ	20	20
歩道乗り入れ部	3	現況合わせ	20	20

※コンクリートは粒調砕石で施工可

合材
クッション砂
コンクリート
切込砕石
砂または良質土

※本復旧工事は、仮復旧工事完了後自然転圧期間2ヶ月以上経過したのち施工すること。ただし、道路状況によっては協議により、この期間を延長あるいは短縮できる。
※アスコン厚が復旧指示と違う場合、本復旧前までに道路課と協議をすること。ただし、最低厚5cm

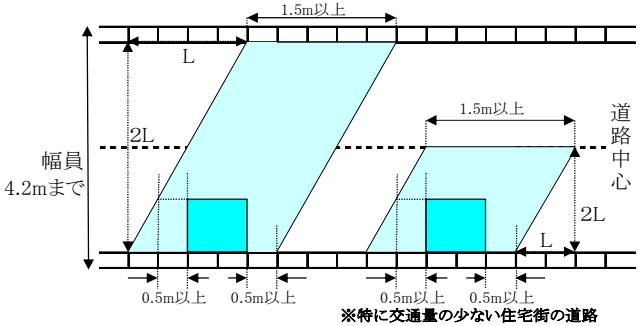

①本復旧の区域は、仮復旧の区域から0.5m以上あけること。

②本復旧の区域の形状は平行四辺形とする。

③原則として、全幅員復旧とする。

④特に交通量の少ない住宅街の道路については、半幅員の復旧とすることができる。（ただしその場合は、事前に道路課占用担当と協議すること。）

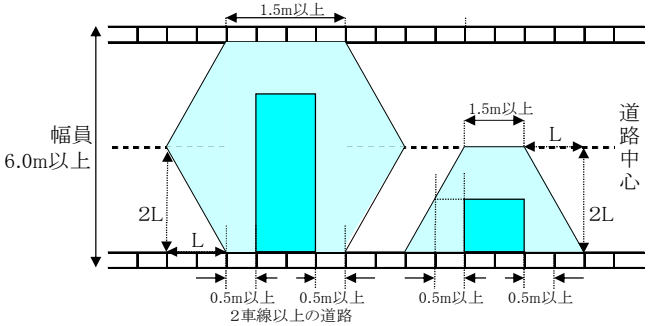

①本復旧の区域は、仮復旧の区域から0.5m以上あけること。

②本復旧の区域の形状は平行四辺形、台形とする。

③全幅員復旧または半幅員の復旧とする。

④2車線以上の道路は、ダイヤモンド型とすることができる。

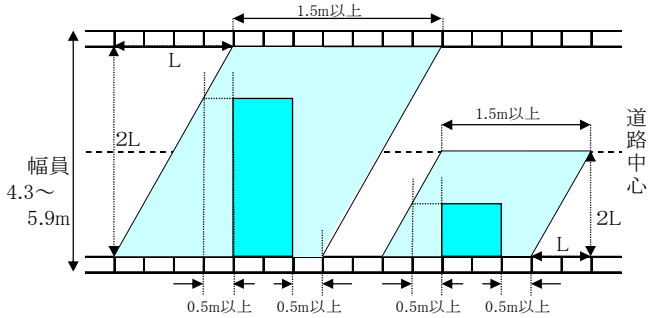

①本復旧の区域は、仮復旧の区域から0.5m以上あけること。

②本復旧の区域の形状は平行四辺形とする。

③全幅員復旧または半幅員の復旧とする。

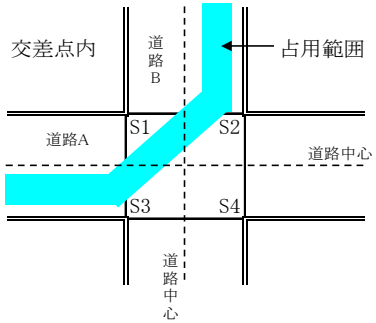

①道路A，Bの舗装幅員が4m以下の場合は全面復旧とする。

②道路A，Bの舗装幅員が4mを超える場合は、図S1，S2，S3，S4を基本単位として、占用範囲がかかる基本単位盤を復旧範囲とする。

掘削禁止路線を施工する場合は、事前に道路課と協議すること。

R5.4